

基準日	2023	3	31
-----	------	---	----

別紙様式第二十一号の二（第二百四十六条の三関係）

（日本工業規格 A 4）

第 1 期事業報告書

2022年	4月	1日から
2023年	3月	31日まで

2023年 9月 15日提出

商号又は名称 株式会社梓総合研究所
住所又は所在地 東京都千代田区大手町一丁目6号1番
氏名 株式会社梓総合研究所
代表取締役社長 田中明彦
(法人にあつては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

法第63条第2項又は第63条第8項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業務の状況

(1) 届出年月日

① 法第63条第2項又は第63条の3第1項の届出
2022年12月20日

② 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条
第2項、第4項又は第6項の届出
該当なし

(2) 行っている業務の種類

適格機関投資家等特例業務（私募及び運用）、調査・研究・コンサルティング事業

(3) 当期の業務概要

300年木造、空港事業者と連携して空港運営効率化を推進、建築分野におけるカーボントレーディングについて提言、AIR-Plateの開発

(4) 説明書類に記載する事項

1 別紙様式第二十一号の三に記載されている事項
2 事業報告書に記載されている事項

(5) 株主総会決議事項の要旨

定時株主総会開催日：2023年5月23日 第1号議案 令和5年3月31日現在の貸借対照表、及び第2期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）損益計算書、株主資本等変動計算書承認の件 第2号議案 剰余金の配当の件 第3号議案 取締役の任期満了に伴う改選の件 上記議案、全て問題なく決議。

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	7名	2名	25名	32名

② 役員状況

役職名	氏名又は名称
代表取締役社長	田中 明彦
取締役	内山 裕二
取締役	墓田 京平
取締役	金井美子ゼイネプビルセル
取締役	齋敷 詩菜
取締役	山口 功二
監査役	三木 昌樹

③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

氏名、商号又は名称	住所又は所在地	電話番号
株式会社梓総合研究所 代表取締役社長 田中明彦	東京都千代田区大手町一丁目 6号1番	03-6259-1755

④ 役員の業績連動報酬の状況

役員の業績連動報酬の状況
役員の業績連動報酬は有りません。

(7) 主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名称	所在地	役員及び使用人
株式会社梓総合研究所	東京都千代田区大手町一丁目6号1番	32名
		名
		名
		名
		名
計 1 店		計 32 名

※営業所等に変更があった場合の注記欄（役員及び使用人の合計が(6)①の合計人数と一致しない場合は当欄に理由を付記）

--

(8) 株主の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
株式会社梓設計	東京都大田区羽田旭町10-11	100.00%
その他（名）		
計名		100.00%

(9) 外部監査の状況

公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	監査の内容
無し	

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「私募」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と記載し、同条第9項に規定する適格機関投資家等特例業務のうち投資家の保護を図ることが特に必要なものとして令第17条の13の2に規定する業務を行う場合はその旨を、他にしている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 説明書類に記載する事項

法第63条の4第3項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第二十一号の三に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

(5) 株主総会決議事項の要旨

届出者が株式会社である場合には、当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。ただし、適格機関投資家等特例業務に関連しない決議事項にあっては、記載を要しない。

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（適格機関投資家等特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

② 役員 の 状況

当期末現在における役員 の 状況について記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条第7項第1号ニに規定する者をいう。③において同じ。）について③に記載すれば足りる。

③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

届出者が外国法人である場合には国内における代表者について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人（法第63条第7項第2号ニに規定する者をいう。）について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。

④ 役員 の 業績連動報酬の状況

役員 の 報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下④において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下④において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。

ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び社外役員との区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員 の 員数を記載すること。

ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

(7) 主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所（以下(7)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(8) 株主の状況

届出者が株式会社である場合には、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、総株主等の議決権に占める当該株主が保有する株式に係る議決権の割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(9) 外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

商号又は名称	株式会社梓総合研究所
担当者名	山口功二
担当者の役職名	取締役
電話番号	070-3923-5939
メールアドレス	yamaguti1466@azusasekai.co.jp

- ・特例業務届出者の連絡先を記入してください。(会計事務所や弁護士事務所等の連絡先は不可)
- ・上記の情報は、事業報告書の内容確認のほか、その他特例業務に関する連絡に利用させていただきます。

基準日	2023	3	31
-----	------	---	----

(10) 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

区分	ファンド数		契約額	
		うち出資者が適格機関投資家のみ		うち出資者が適格機関投資家のみ
法第2条第2項第5号に係るもの	1	1	百万円 297	百万円 297
法第2条第2項第6号に係るもの				
合計	1	1	297	297

(10-2) 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

区分	ファンド数		契約額	
		うち出資者が適格機関投資家のみ		うち出資者が適格機関投資家のみ
法第2条第2項第5号に係るもの			百万円	百万円
法第2条第2項第6号に係るもの				
合計				

(11) 法第63条第1項第2号に掲げる行為に係る業務の状況

① 内部管理の状況

<ul style="list-style-type: none"> ・運用管理 投資に関する意思決定機関として「投資委員会」を設置しているほか、投資先管理については、【月次のモニタリング/コーポレート山口】を行い、個別投資先について適時のリスクの把握・対応を行っております ・顧客管理 関連する内部規程（犯罪による収益の移転防止に関する規程、顧客等管理に関する規程、反社会的勢力対応規程）を策定し遵守することによって、顧客管理の体制を整えております。 ・情報管理 当社の親会社である株式会社梓設計の関連する内部規程（情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ規程ほか）を当社にも適用し遵守することによって、データバックアップ、ソフトによる情報システムへの外部侵入対策、暗号化による情報漏えい防止策の体制を整えております ・利益相反 ファンド間売買、GP（無限責任組合員）・ファンド間取引を原則として禁止しており、LP（有限責任組合員）による同意を必要とします
--

（注意事項）

リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

② 設定及び償還の状況

前期末		設定 ファンド 数	償還 ファンド 数	期中元本増減額	当期末	
ファンド 数	元本額				ファンド 数	元本額
	百万円			百万円		百万円
0	0	1	0	300	1	300

(注意事項)

運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
百万円	百万円	百万円
割合	%	%

(注意事項)

自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下④及び⑫において同じ。）が発行する有価証券の組入金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。

④ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

1 投資先のファンド関係者（対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の発行者、対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下1において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者をいう。）のうちに関係会社がある場合に記載すること。

2 運用財産の運用として対象有価証券に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びに当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び届出者との関係内容を記載すること。

3 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

(12) ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

出資対象事業持分の名称	AIR投資事業有限責任組合		
出資対象事業の内容	(商品分類)	(内容)	
	ベンチャー・ファンド	株式会社梓総合研究所及び株式会社梓設計の成長発展に資する、ベンチャー企業、戦略的業務提携を見込む事業会社及びプライベートエクイティ・ファンドへの投資を行う。	
出資対象事業持分の種別	投資事業有限責任組合契約		
設定年月日	令和5年1月1日		
業務の種別	私募・運用の別	届出の種別	
	私募・運用	63条	
私募の期間	開始（令和4年12月27日） 終了（令和5年1月1日）		
出資金払込口座の所在地	国内（東京都）		
資金の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・出資金はキャピタルコールに基づき、組合口座（三菱UFJ銀行五反田支店）に振り込まれました。 ・資金の移動は、【コーポレート山口担当者の指示にて行います。担当者⇒管理責任者⇒代表取締役にて承認された証憑に基づき、担当者が送金の設定を行い、管理責任者の承認のもと実行され、実行後の事後確認も行います。】 ・印鑑及び通帳は、【金庫室及び金庫で二重】の管理が行われ厳重に管理されています。 		
存続期間	令和5年1月1日～存続中		
出資者の状況	出資者の区分		出資者数
	適格機関投資家		1名
	うち個人		名
	適格機関投資家以外の者		名
	うち個人		名
合計		1名	
主な出資者の種別	種別		出資割合
	1	事業法人等	100%
	2		%
	3		%
適格機関投資家の出資額及び出資割合	出資額	297,000,000円	
	出資割合	99%	

適格機関投資家の状況	1	商号・名称又は氏名	株式会社梓設計
		区分	23号イ
		出資額	297,000,000 円
		第234条の2第1項第1号に規定する金額	円
	2	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2第1項第1号に規定する金額	円
	3	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2第1項第1号に規定する金額	円
	4	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2第1項第1号に規定する金額	円
	5	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2第1項第1号に規定する金額	円
	6	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2第1項第1号に規定する金額	円
	7	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2第1項第1号に規定する金額	円
	8	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2第1項第1号に規定する金額	円
	9	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2第1項第1号に規定する金額	円
	10	商号・名称又は氏名	
		区分	
		出資額	円
		第234条の2第1項第1号に規定する金額	円

総出資額	300 百万円 (300 百万円)		
純資産額	297 百万円		
純資産額 (1年前)	百万円		
総資産額	297 百万円		
配当額 (分配額)	配当等利回り	直近1年間の総支払配当 等額	設定来総支払配当等累計額
	%	百万円	百万円
想定配当等利回り	%		
解約額	百万円	口	名
償還額	百万円	口	名
第233条の3各号に掲げる者を相手方とする場合	第233条の3各号に掲げる者の有無		
	借入又は債務保証の有無		
	監査の状況	公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	
		監査の内容	
	第239条の2第1項第10号に規定する報告の状況		

基準日	2023	3	31
-----	------	---	----

(12-2) ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

	出資対象事業持分の名称	出資対象事業持分の内容		出資対象事業持分の種別	設定年月日	業務の種別		私募の期間
		(商品分類)	(内容)			私募・運用の別	届出の種別	
1								
2								
3								
4								
5								

該当なし